

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>I 資金移動業者の監督上の評価項目</p> <p>(中略)</p> <p>I-2 業務の適切性等</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-2-3 利用者に関する情報管理態勢</p> <p>利用者に関する情報については、内閣府令第24条から第26条までの規定に加え、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「<u>保護法ガイドライン</u>」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「<u>実務指針</u>」という。)の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個</p>	<p>I 資金移動業者の監督上の評価項目</p> <p>(中略)</p> <p>I-2 業務の適切性等</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-2-3 利用者に関する情報管理態勢</p> <p>利用者に関する情報については、内閣府令第24条から第26条までの規定に加え、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、<u>個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)</u>、<u>同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)</u>、<u>同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)</u>及び<u>同ガイドライン(匿名加工情報編)</u>(以下、合わせて「<u>保護法ガイドライン</u>」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「<u>金融分野ガイドライン</u>」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「<u>実務指針</u>」という。)の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個</p>

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、資金移動業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>I-2-2-3-1 主な着眼点</p> <p>(1) 利用者に関する情報管理態勢</p> <p>① (略)</p> <p>② 利用者に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該情報の第三者への伝達については、上記の法令、<u>保護法ガイドライン</u>、<u>実務指針</u>の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>① 個人である利用者に関する情報については、内閣府令第 25 条の規定に基づきその安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p>	<p>人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、資金移動業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>I-2-2-3-1 主な着眼点</p> <p>(1) 利用者に関する情報管理態勢</p> <p>① (略)</p> <p>② 利用者に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底を図っているか。特に、当該情報の第三者への伝達については、上記の法令、<u>保護法ガイドライン</u>、<u>金融分野ガイドライン</u>、<u>実務指針</u>の規定に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>① 個人である利用者に関する情報については、内閣府令第 25 条の規定に基づきその安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p>

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>イ. <u>保護法ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置</u></p> <p>ロ. <u>実務指針 I 及び別添 2 の規定に基づく措置</u> (従業者の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p>ハ. <u>保護法ガイドライン第 11 条の規定に基づく措置</u></p> <p>ニ. <u>実務指針 II の規定に基づく措置</u></p> <p>② 個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、<u>保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>イ. 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>ロ. 民族に関する情報</p> <p>ハ. 性生活に関する情報 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③ (略)</p> <p>I-2-2-3-2 監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常</p>	<p>イ. <u>金融分野ガイドライン第 8 条の規定に基づく措置</u></p> <p>ロ. <u>実務指針 I 及び別添 2 の規定に基づく措置</u> (従業者の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p>ハ. <u>金融分野ガイドライン第 9 条の規定に基づく措置</u></p> <p>ニ. <u>実務指針 II の規定に基づく措置</u></p> <p>② 個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、<u>金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>イ. 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>ロ. 民族に関する情報</p> <p>ハ. 性生活に関する情報</p> <p>ニ. <u>個人情報保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報</u></p> <p>ホ. <u>個人情報保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報</u></p> <p>ヘ. <u>犯罪により害を被った事実に関する情報</u></p> <p>ト. <u>社会的身分に関する情報</u></p> <p>③ (略)</p> <p>I-2-2-3-2 監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常</p>

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>の監督事務を通じて把握された資金移動業者の利用者に関する情報管理態勢の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅡ-3 による。)</p> <p>(注) 個人情報の取扱いについては、必要に応じて別途、<u>金融庁において、個人情報保護法に基づき、必要な措置をとる場合があること</u>に留意すること。</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3 事務運営</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3-3 外部委託</p> <p>(略)</p>	<p>の監督事務を通じて把握された資金移動業者の利用者に関する情報管理態勢の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 54 条に基づき報告書を徴収することにより、資金移動業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金移動業の利用者の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、資金移動業者に対して、法第 55 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 56 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行う際に留意する事項はⅡ-3 による。)</p> <p>(注) 個人情報の取扱いについては、必要に応じて別途、<u>個人情報の保護に関する法律における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合があること</u>に留意すること。</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3 事務運営</p> <p>(中略)</p> <p>I-2-3-3 外部委託</p> <p>(略)</p>

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後																				
<p>I-2-3-3-1 主な着眼点</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 個人である利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、<u>保護法ガイドライン第12条</u>の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。</p> <p>⑦～⑪ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>資金移動業者登録審査事務チェックリスト(資金移動業を適切かつ確実に遂行する体制・この章の規定を遵守するために必要な体制)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適否</th> <th style="width: 90%;">審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利用者情報管理に関する社内規則等(ガイドラインI-2-2-3-1)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	適否	審査内容	資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など		(略)	(略)	利用者情報管理に関する社内規則等(ガイドラインI-2-2-3-1)		(略)	(略)	<p>I-2-3-3-1 主な着眼点</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 個人である利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、<u>金融分野ガイドライン第10条</u>の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置が講じられているか。</p> <p>⑦～⑪ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>資金移動業者登録審査事務チェックリスト(資金移動業を適切かつ確実に遂行する体制・この章の規定を遵守するために必要な体制)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適否</th> <th style="width: 90%;">審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">利用者情報管理に関する社内規則等(ガイドラインI-2-2-3-1)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	適否	審査内容	資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など		(略)	(略)	利用者情報管理に関する社内規則等(ガイドラインI-2-2-3-1)		(略)	(略)
適否	審査内容																				
資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など																					
(略)	(略)																				
利用者情報管理に関する社内規則等(ガイドラインI-2-2-3-1)																					
(略)	(略)																				
適否	審査内容																				
資金移動業に関する社内規則等(内閣府令第6条第12号)など																					
(略)	(略)																				
利用者情報管理に関する社内規則等(ガイドラインI-2-2-3-1)																					
(略)	(略)																				

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係) (本文) (新旧対照表)

現行		改正後	
□	個人である利用者に関する情報については、内閣府令第 25 条に基づき、以下の措置が定められているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置) イ. <u>保護法ガイドライン第 10 条</u> の規定に基づく措置 ロ. <u>実務指針 I 及び別添 2</u> の規定に基づく措置 (従業員の監督について必要かつ適切な措置) ハ. <u>保護法ガイドライン第 11 条</u> に規定に基づく措置 ニ. <u>実務指針 II</u> の規定に基づく措置	□	個人である利用者に関する情報については、内閣府令第 25 条に基づき、以下の措置が定められているか。 (安全管理について必要かつ適切な措置) イ. <u>金融分野ガイドライン第 8 条</u> の規定に基づく措置 ロ. <u>実務指針 I 及び別添 2</u> の規定に基づく措置 (従業員の監督について必要かつ適切な措置) ハ. <u>金融分野ガイドライン第 9 条</u> に規定に基づく措置 ニ. <u>実務指針 II</u> の規定に基づく措置
□	個人である利用者のセンシティブ情報を <u>保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号</u> に列挙する場合を除き、利用しないことが定められているか。	□	個人である利用者のセンシティブ情報を <u>金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号</u> に列挙する場合を除き、利用しないことが定められているか。
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
外部委託に関する社内規則等 (ガイドライン I-2-3-3-1)		外部委託に関する社内規則等 (ガイドライン I-2-3-3-1)	
(略)	(略)	(略)	(略)
□	個人である利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、 <u>保護法ガイドライン第 12 条</u> の規定に基づく措置及び <u>実施指針 III</u> の規定に基づく措置が定められているか。	□	個人である利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、 <u>金融分野ガイドライン第 10 条</u> の規定に基づく措置及び <u>実施指針 III</u> の規定に基づく措置が定められているか。
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)